日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2011. 08 25

No.11-036

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob1@gmail.com

安全で明るい JAL

東京都労働委員会 2011 年 8 月 3 日 命令を

日本航空経営は無視

交渉にも応じない不誠実

昨年末の乗員組合と客室乗務員組合（CCU）のスト権投票行動に対し、支援機構の官財人代理から「投票行為を続ける限り、3500 億円の出資は行わない」等という発言がありました。これらが不当労働行為であるという両組合の申し立てが、2011 年 8 月 3 日東京都労働委員会で認められ、会社に命令が出されました。

乗員組合と CCU は、8 月 3 日以降、緊急申し入れを含め交渉を求めて来ましたが、日本航空経営は交渉を設定するどころか、命令から 2 週間を経た 8 月 17 日に都労委を相手に「都労委命令の取り消しを求め東京地方裁判所に提訴する」（職場に文書配布）との方針が一方的に伝えられました。しかし、都労委の命令に会社は従う義務があり、また都労委を相手に提訴したとしても結論が出るまで、この命令は有効です。両組合は、経営の対応に抗議し、提訴方針の撤回を求めて取り組みを強化しています。

8 月 18 日組合声明

命令書(主文)

被申立人日本航空株式会社は、本命令書受領後 1 週間以内に、申立人日本航空乗員組合及び同日本航空キャビンクルーユニオンに対し、それぞれ下記の内容の文書を交付するとともに、同一内容の文書を 55 センチメートル×80 センチメートル（新聞紙２頁大）の白紙に、楷書で明瞭に墨書して、会社内の従業員の見やすい場所に 10 日間掲示しなければならない。

日本航空乗員組合
執行委員長 宇賀地 竜哉 殿

日本航空キャビンクルーユニオン
執行委員長 内田 妙子 殿

日本航空株式会社
代表取締役 稲盛 和夫

当社が、平成 22 年 11 月 16 日、貴組合に対して、貴組合の争議権に関し、争議権の確立ないし行使等を制約する言動を行ったことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。